

空き家 空き家バンクに
登録する所有者向け

物件調査 補助金

雲仙市空き家活用
促進奨励補助金

空き家の売却・賃貸を希望する所有者と、購入・賃貸を希望する利用者を繋ぐ「空き家バンク制度」の登録促進のため、登録の際に実施する、不動産業者と行う「空き家物件調査」にかかる費用を助成いたします。

事前相談が必要です

申請前に空き家の状態や所有権の有無などを聞き取り、登録可能か確認します。

対象・条件

- 空き家バンクに登録する空き家所有者
- 空き家バンク登録の要件を満たしている
- 雲仙市税及び住所地の市区町村税に滞納がないこと

補助金額

調査費用
上限

7,000 円

※店舗は対象外
※1物件につき1回限り

他にも、空き家バンクに登録した所有者向けに、成約した際の家財道具の片付け費用の補助や、奨励金などもご用意しております。

お気軽に担当課に
お尋ねください。



「空き家物件調査補助金」の概要や申請書類についてはこちらのHPをご覧ください。

オンライン申請もできます

※要事前相談

問い合わせ先

雲仙市役所 地域づくり推進課
移住・定住・婚活推進班

0957-47-7805

E-mail : tiiki-suishin@city.unzen.lg.jp

申請手順

① 交付申請

[提出書類]

- (1) 空き家物件調査補助金交付申請書 (様式第1号)
- (2) 空き家物件調査に係る所有権確認承諾書 (様式第2号)
- (3) 空き家等情報登録制度登録誓約書 (様式第3号)
- (4) 雲仙市空き家活用促進奨励補助金の交付に係る調査承諾書
- (5) 住所地の市区町村税※の滞納がない証明書
※市県民/軽自動車/固定資産/国民健康保険の4税 (雲仙市外に居住の場合)

② 交付決定

空き家所有者、(所有者指定の) 宅地建物取引士証の交付を受けた不動産業者等、市職員三者で空き家物件調査のための日程調整をします。

③ 空き家物件調査実施

不動産業者等が雲仙市空き家物件調査シートに基づき、調査を実施します。合わせて、市職員が空き家内や外観等の写真撮影と間取り図の作成を行います。

④ 交付請求

[提出書類]

- (1) 空き家物件調査補助金請求書
- (2) 口座振替依頼書
- (3) 振込口座の通帳の写し
- (4) 調査費領収書の写し

⑤ 補助金の交付